

山梨県公報

第二千八百六十五号

平成三十一年
三月四日

月 曜 日

目次

- 山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定……………七三
- 山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定の一部改正……………七四
- 道路の区域変更(三件)……………七四
- 道路の供用開始(三件)……………七五
- 第四十三期山梨県労働委員会委員候補者の推薦について……………七五

告示

山梨県告示第四十五号

山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)第百十五条の二第四項の規定により、地域住民の生活上必要であるとして知事が指定する地方バス路線を次のとおり指定し、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで適用する。

平成三十一年三月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

運行系統名	起点	主な経由地	終点
一 甲府駅～野牛島～御勅使	甲府駅	野牛島	御勅使
二 伊勢町～中央病院～竜王駅	伊勢町	中央病院	竜王駅
三 敷島団地～伊勢町～小瀬スポーツ公園	敷島団地	伊勢町	小瀬スポーツ公園
四 敷島団地～昭和バイパス～山梨大学医学	敷島団地	昭和バイパス	山梨大学医学

梨医大病院			部附属病院
五 敷島(営)～グリーンライン～昇仙峡滝上	敷島営業所	グリーンライン	昇仙峡滝上
六 敷島(営)～竜王駅～昇仙峡口	敷島営業所	竜王駅	昇仙峡口
七 敷島(営)～御所循環～敷島(営)	敷島営業所	御所循環	敷島営業所
八 敷島(営)～駿台今井キャンパス	敷島営業所	駿台今井キャンパス	駿台今井キャンパス
九 敷島(営)～山梨英和大学～石和温泉駅	敷島営業所	山梨英和大学	石和温泉駅
十 敷島(営)～後屋～山梨医大病院	敷島営業所	後屋	山梨大学医学部附属病院
十一 敷島(営)～中央病院～御勅使	敷島営業所	中央病院	御勅使
十二 甲府駅～十五所～鰍沢(営)	甲府駅	十五所	鰍沢営業所
十三 小笠原下仲町～西野～中央病院	小笠原下仲町	西野	中央病院
十四 小笠原車庫～十五所～甲府駅	小笠原車庫	十五所	甲府駅
十五 甲府駅～十五所～フォレストモール	甲府駅	十五所	フォレストモール

十六	斐崎～増富温泉郷	斐崎営業所		増富温泉郷
十七	斐崎駅～大草～甲府駅	斐崎駅	大草	甲府駅
十八	斐崎駅～敷島～甲府駅	斐崎駅	敷島	甲府駅
十九	河口湖線	河口湖駅	膳棚 旭日丘	御殿場駅
二十	河口湖線	河口湖駅	旭日丘	御殿場駅
二十一	忍野山中湖循環線	河口湖駅	市立病院 内野 平野	河口湖駅

山梨県告示第四十六号

山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定（平成二十三年山梨県告示第五百六号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から適用する。
平成三十一年三月四日

表中十八の項を次のように改める。
山梨県知事 長 崎 幸太郎

十八	斐崎駅～敷島～甲府駅	斐崎駅	敷島	甲府駅
----	------------	-----	----	-----

表中十九の項から二十二の項までを削り、二十三の項を十九の項とし、二十四の項を削り、二十五の項を二十の項とし、同項の次に次のように加える。

二十一	忍野山中湖循環線	河口湖駅	市立病院 内野 平野	河口湖駅
-----	----------	------	------------	------

山梨県告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務

所峡北支所において、この告示の日から平成三十一年三月二十五日まで一般の縦覧にする。
平成三十一年三月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 穴山停車場線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
斐崎市穴山町字宿尻四四三三番五地先から 斐崎市穴山町字宿尻四四三三番五地先まで		七・四	七・一	十一・四	三四・〇
			八・六		

山梨県告示第四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十一年三月二十五日まで一般の縦覧に供する。
平成三十一年三月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府笛吹線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
笛吹市石和町小石和字神明三七九番二地先から 笛吹市石和町小石和字神明三七三番地先まで		七・一	一一・四	七・八	一四五・三
			一一・九		

山梨県告示第四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務

所において、この告示の日から平成三十一年三月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 割子切石線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町下田原字沢田四一八番一地从先から南巨摩郡身延町下田原字一枚山二二二番一地从先まで	九・三 三六二・九	九・三 三六二・九	三六九・〇	三六九・〇

山梨県告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成三十一年三月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区 間	延 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	百三十九号	北都留郡小菅村字タンノカヤ二八五八番一地从先から北都留郡小菅村字タンノカヤ二八五八番一地从先まで	八〇・〇	平成三十一年三月十三日

山梨県告示第五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成三十一年三月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区 間	延 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四百十三号	南都留郡山中湖村平野字新井九五番一地从先から南都留郡山中湖村平野字新井一〇一第一地先まで	五八・〇	平成三十一年三月四日

山梨県告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成三十一年三月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区 間	延 (メートル)	供用開始の 期日
県道	山北山中湖線	南都留郡山中湖村平野字新井一〇一第一地先から南都留郡山中湖村平野字新井九五番一地从先まで	五八・〇	平成三十一年三月四日

公 告

● 第四十三期山梨県労働委員会委員候補者の推薦について
労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、第四十三期山梨県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求めると、公告する。

平成三十一年三月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 推薦資格を有するもの及びその推薦方法
 - 1 使用者団体

(一) 使用者委員候補者を推薦し得る資格を有する使用者団体は、山梨県の区域内のみに組織を有するものであること。

(二) (一)の使用者団体は、書面により候補者を推薦すること。

2 労働組合

(一) 労働者委員候補者を推薦し得る資格を有する労働組合は、山梨県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合するものであること。

(二) (一)の労働組合は、書面により候補者を推薦すること。この場合にあつては、その書面にその労働組合が(一)の規定に適合する旨の山梨県労働委員会の資格証明書を添付すること。

二 被推薦者の資格制限等

1 被推薦者が労働組合法第十九条の四第一項の規定に該当する場合には、委員となることができない。

2 公務員である被推薦者が委員に就任する場合には、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第一条及び第四百四条又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十五条及び第三十八条の規定の適用を受ける。

三 推薦期間 平成三十一年四月一日（月）から同年五月七日（火）まで

四 推薦書の提出場所 山梨県産業労働部労政雇用課（郵便番号四〇〇一八五〇一甲府市丸の内一丁目六番一号）